

令和6年度

東北農政局盛岡市庁舎自転車置場設置工事

現 場 説 明 書

東 北 農 政 局

第1章 一般事項

別紙－1のとおり。

第2章 契約の保証について

別紙－2のとおり。

第3章 施工歩掛

- 1) 雪寒仮囲い設置・撤去の100㎡当り歩掛は、国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）を準用し、次のように計画している。

なお、仮設材の持上げ（下げ）機械は次のように計画している。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・土木一般世話役 | 1. 1人 |
| ・普通作業員 | 4. 7人 |
| ・トラック（クレーン装置付き） | 0. 6日 |
- 2t車(2.9t吊り) 賃料
- ・諸雑費（仮囲い仮設材等） 対象額は、「労務費」＋「賃料」の合計額の22%
 - ・その他経費（下請け経費、現場労働者に関する法定福利費等） 対象額は、「労務費」の合計額の25%

- 2) スタンドバリケード設置・撤去の1台当たり労務歩掛は、次のように計画している。

- | | |
|--------------|---------|
| ・普通作業員（2人編成） | 0. 066人 |
|--------------|---------|

第3章 共通費率

- 1) 共通費の内容は、国土交通省公共建築工事共通費積算基準に準じて計画している。

なお、監理事務所（監督職員事務所）は、設けない計画としている。

- 2) 共通仮設費率（率計上分）は、対象額（直接工事費）に対して5.57%で計画している。

- 3) 現場管理費率は、対象額（純工事費）に対して16.23%で計画している。

第4章 設計材料単価

東北農政局ホームページで公表されている資材等及び定期発行物に記載されている資材等以外の設計材料については、競争参加資格確認通知の際に入札契約書ダウンロードシステムで配布することとしている。

別紙－ 1

一般事項

1 労働災害の防止について

すでに、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- (1) 工事の計画段階における安全性の検討
- (2) 技術管理の徹底
- (3) 安全衛生に関する責任体制の確立
- (4) 工程の適正化

2 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

3 適正な工事施工の確保について

- (1) 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- (2) 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- (3) 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1－1－14 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 6 節履行報告ほか 1－6－3 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

4 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

5 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- (2) 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

6 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年法律第131号。以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における下請業者を指導すること。

7 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金

債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

8 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引起すため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）を推進するため、平成 22 年 12 月 28 日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

ついては、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

11 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

12 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

別紙－２

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律

- (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「金融機関等」と総称する。) とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書 (変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家 秀人」と記載す

るように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。